

個人情報保護制度



個人情報保護制度は、個人のプライバシーの保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的として、平成12年10月1日からスタートしました。

この制度は、「土浦市個人情報保護条例」に基づき、皆さんが、市が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがある場合にその訂正などを請求することができる仕組みです。

■請求ができる方

自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることができます。また、未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求をすることができます。

■請求の方法

請求の内容に応じて、所定の請求書を情報公開室に提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を証明するものを提示または提出してください。

■開示請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に開示するかどうかを決定し、書面で通知します。なお、次のような個人情報は、開示できないことがあります。

- ① 請求者以外の者の個人情報を含み、その者の権利利益を侵害することになると認められる個人情報
- ② 個人の評価、診断などに関する個人情報であつて、当該評価、診断などに著しい支障を及ぼすおそれのある個人情報
- ③ 市が行う事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのある個人情報

開示されることが決定したときには、あらかじめ請求者と協議のうえ、お知らせした日時、場所において、個人情報の閲覧、視聴またはその写しの交付の方法により開示を行います。この際、本人または法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を証明するものを提示または提出してください。

■訂正請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内（60日を限度として延長する場合があります）に訂正するかどうかを決定し、書面で通知します。

■削除請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内（60日を限度として延長する場合があります）に削除するかどうかを決定し、書面で通知します。

■公開の方法

あらかじめ請求者と協議のうえ、お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧・視聴または写しの交付により行います。

■不服申立て

開示請求、訂正請求および削除請求に対する決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

■平成18年度の運用状況

① 個人情報を取扱う事務の数

市 長									
水道部	会計課	都市整備部	建設部	産業部	保健福祉部	市民生活部	総務部	市長公室	
511	12	4	56	41	39	177	101	41	40

総計	議事会	消防	固定資産評価審査委員会	農業委員会	監査委員	選挙管理委員会	教育委員会
691	7	38	1	5	4	8	117

(単位:件)

② 開示請求の状況

実施期間	件数	内容
市長 保健福祉部	7	診療報酬明細書等

(単位:件)

③ 開示請求に対する決定の状況

合計	開示	一部開示	非開示	不存在	合計
6	1	0	0	7	

(単位:件)

④ 口頭による開示

土浦市職員採用試験(第1次試験および第2次試験)における総合得点および順位(第1次試験の結果については、不合格者に係るものに限る)については、その内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律的に行うことができ、一度に多くの請求が見込まれるものであることから、特例として口頭による開示請求が認められています。

平成18年度中にあった口頭による開示請求の状況は、次のとおりです。

第1次試験	開示請求期間	開示請求者数
平成18年10月5日~11月6日		12人(受験者総数 302人)
第2次試験	平成18年11月13日~12月12日	2人(受験者総数 45人)